

# 「新型コロナウイルス感染症対応」該当届

西暦 年 月 日

(申込人) 住 所  
 名 称  
 代 表 者 印  
 電 話 ( )

下記のとおり、「新型コロナウイルス感染症対応 (略称: 感染症対応)」又は「新型コロナウイルス感染症借換 (略称: 感染症借換)」の融資対象に該当することを届け出ます。

また、申込人は《 同意事項 》について同意いたします。

## 《 注意事項 》

- (1) この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- (2) この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- (3) この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

## 《 該当内容 》

事業活動への影響内容		
最近 3 か月間の売上高 ( 年 月 ~ 年 月 )	令和元年 12 月以前の 直近同期の売上高 ( 年 月 ~ 年 月 )	減 少 率 ( 5%以上が要件 )
(a)	(b)	$100 - (a \div b) \times 100$
千円	千円	%

※ 売上高が確認できる書類 (試算表、帳簿の写し等) を添付してください。

※ 「最近 3 か月間の売上高」は「実績」(申込みの前々月を含む 3 か月間) の記入が原則です。ただし、「事業活動への影響内容」から、今後の売上減少が確実であると認められる場合には、例外的に「今後 3 か月間 (申込みの翌月を含めた 3 か月) の売上見込み」を記入することができます。

## 《 同意事項 》

当該融資に関して東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関のいずれかが知るに至った申込人に関する情報 (申込人が個人である場合におけるその個人情報を含む。) を、利子補給金の交付及びこれに附帯する一切の手続のために必要な範囲で、東京都、東京信用保証協会、取扱金融機関及び東京都の委託に基づき利子補給金交付に関する業務を行う者との間で提供し合うこと及び共有すること。